

別表六(八)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否			可	
(別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)				
試験研究費の額	1	円	(7) > 8% の場合 $\frac{9.9}{100} + ((7) - \frac{8}{100}) \times 0.3$	10
試験研究費の額の計算	2	同上のうち特別試験研究費以外の額	(7) ≤ 8% の場合 $\frac{9.9}{100} - (\frac{8}{100} - (7)) \times 0.175$ (0.06未満の場合は0.06)	11
	3	(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	(5) = 0 の場合又は設立事業年度の場合	12
	4	控除対象試験研究費の額 (2) + (3)	(9) > 10% の場合の控除割増率 $(9) - \frac{10}{100}$ × 0.5 (0.1を超える場合は0.1)	13
	5	比較試験研究費の額 (別表六(十)「5」)	税 額 控 除 割 合 (10)、(11)又は(12) + ((10)、(11)又は(12)) × (13) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	14
試験研究費割合の計算	6	増減試験研究費の額 (1) - (5)	税 額 控 除 限 度 額 (4) × (14)	15
	7	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	16
試験研究費割合の計算	8	平均売上金額 (別表六(十)「10」)	の 計 算 (16) × ((0.25又は0.4) + (17))	18
	9	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((15)と(18)のうち少ない金額)	19
			調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「7の①」)	20
			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (19) - (20)	21

「21」欄

試験研究費の総額に係る税額控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第1項」

② 「区分番号」欄：「00637」

③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

別表六(八) 令二・四・一以後終了事業年度分